

「政治化の時代」といわれるほど政治が生活のすみすみまで浸透している現代においては政治は、わたしたちの大きな関心の対象とならざるをえないし

現在の汚れた選挙の実態をみると、人は、その手を汚さなければならぬと感ずるかもしれません。

しかし、それでは、きれいな選挙を欲するあまり、民主政治の実現という選挙の本来の目的を忘れ、角をためて牛を殺すようなことになるのではないですか。

「政治化の時代」といわれるほど政治が生活のすみすみまで浸透している現代においては政治は、わたしたちの大きな関心の対象とならざるをえないし

もう一度  
「選挙」の意義を考えよう

また、よりよい生活を望むならば、政治に対してわたしたちの意見をじゅぶんに反映させなければならないはずです。そうであるならば、選挙においてもわたしたちは、ただロボットのように投票に行くだけではなく、わたしたちの望む政治を実現するために積極的な行動をとらなければならないはずです。

さいわいにして、この町民大会でも、このような選挙の意義が理解され、さきにあげたような項目は削られ、または修正されたということです。十一月は公明選挙強調月間です。選挙という制度の本来の意義を、みんなもう一度じっくりと考えみたいのです。

## 規則を守つて

11月1日から狩猟解禁

ンターホームの狩猟解禁になります。

ことしの三月には狩猟法が改正され、とくに鳥獣の保護に重点がおかれて、適正な計画的狩猟が行なわれるよう配慮されています。

一、電話の申込は必ず電話番号で

先般電話加入の方や利用者の皆さんから種々御意見をお伺いしましたので、海老津局としても鋭意努力中ですが、御承知の通り、電話交換には「請求者」と「郵便局」と「対話者」の三者が存在する訳で、この三者の協力が要請され、いつれか一方の協力が得られないときは、円滑な通話は期されないので、利用者の方も次の事項を是非守って頂くよう御願いします。

(次頁へ続く)

## 楽しい狩猟を

悲惨な交通事故を絶滅しようと、秋の交通安全運動が十月二十一日から全国一斉にくりひろげられています。町民こそって次の実施目標を励行して下さい

- ◎正しい横断のれい行
- ◎横断歩道通行の徹底
- ◎横断歩道通行の徹底
- ◎不正な道路の利用排除

## 手をあげて渡ろう



所 場 江  
役 者 口 静  
行 町 任 俵  
垣 貴 長  
印 刷 所  
有 限 会 社 大 和 印 刷 所  
電 話 東 郷 27 番

## 目次

- もう一度「選挙」の意義を考えよう ..... 1 頁
- 規則を守つて楽しい狩猟を ..... 1 頁
- 手をあげて渡ろう横断歩道 ..... 1 頁
- 電話の利用者へ ..... 1 ~ 2 頁
- 国民年金高令者の再加入届出は早く ..... 2 頁
- 農業祭予告 ..... 2 頁
- 恩給局の移転について ..... 2 頁
- 九州ハマフレン工業従業員募集案内 ..... 2 頁
- 昭和39年度から固定資産税はどのように変わるか ..... 3 頁
- 第一回町政懇談会開催 ..... 3 ~ 4 頁
- 波津消防機具格納庫 ..... 4 頁
- 原子力 ..... 4 頁
- 赤ちゃん保健コンテスト ..... 4 頁
- 通算通則法のあらまし ..... 4 ~ 5 頁
- 優良健康世帯の表彰について ..... 5 ~ 6 頁
- 成人病について ..... 6 頁
- 医薬品の正しい使い方 ..... 6 頁

## 狩猟する時の注意事項

- ◇狩猟鳥獸いがいの保護鳥獣を捕獲しないこと。
- ◇狩猟禁止地区で狩猟しないこと。
- ◇法定獵具いがいの獵具および禁止獵具を使用しないこと。

◇日の出、日没後および市街地のほか人家密集地域や人があつたまど集まる所では、獵猟をしないこと。  
◇一日の捕獲定数も厳守すること。  
なお、以上の制限事項に違反すると罰せられますのでご注意ください。  
また二十才未満の未成年者は絶対に狩猟はできません。よく未成年が空氣銃をもってズメやモズ(保護鳥)をとっていますが、これは法律違反で、一年以下の懲役、または五万円以下の罰金に処せられます。このよだな事實を見かけましたら、ぜひみなさま方で注意してやめさせるようにしてください。



# 昭和 39 年度から固定資産税は どのように変わるか

## 固定資産再評価の理由とその内容

一、昭和 39 年度の固定資産税から固定資産の評価は、新しい評価の方法によつて行なわれます。

(1) 固定資産の評価が新しい評価の方法によることとなつたのは、土地、家屋及び償却資産の各資産を通じて適正で均衡のとれた評価を行なう為のものであります。評価の方法が改められる事によって、従来の評価額とは変動が生ずる事となります。評価額の変動は、適正な評価というねらいから出てくるものであつて、本来、負担の増大を求めるとするものではありません。

(2) 現在、土地、家屋及び償却資産の各資産を通ずる評価が極めて不均衡となつてゐるのは、最近の著しい地価の騰勢に応じて土地の評価額が引き上げられなかつた事によるものです。家屋や償却資産をもつている方は、その評価額が時価と余り相違ないものであります。同じ固定資産税という税金において、土地の評価額のみが低くてよいという理由はありません。したがつて、適正な評価といふ点からいっても、適正な評価による負担の公平という点からいっても、このような評価の不均衡をいつまでもそのままにしておく事は許されません。そこでこのような評価の不均衡を是正する為に、新しい評価の方法によつて固定資産の再評価を行なう事となつたのです。

(3) 新しい評価方法のもとに

おいては、固定資産の評価にあたつて求められるべき固定資産の適正な評価とは、土地、家屋及び償却資産の各資産を通じて取引される価格であるとして、正常な条件のもとにおいて取引された基準として求める事となっています。

## 二、評価の結果起る税負担の変動は当然調整されます

(1) 新しい評価方法のうち家屋及び償却資産の評価方法は従来の方法と本質的には異なるものではありませんので、評価額も、また、従来の評価額とあまり変動する事はありません。ところが土地の

評価額は、いろんな理由によつて評価額の引上げ抑えられていますので、新しい評価方法による場合には、地目によつて相違はあるますが、かなり引き上げられるものも出て参ります。しかし、土地の評価額が引き上げられるのは、引上げによって適正で均衡のとれた評価を確保する為のものであつて、評価額の引上げによつてそのまま負担の増大を求めるようとする為ではありません。土地の評価額が 2 ないし 3 倍になつたり 6 ないし 7 倍になつたとしても直ちにその負担が 2 ないし 3 倍とか 6 ないし 7 倍になるというのではありません。負担の増大を認めようとする為ではあります。

(2) 現在、市町村の評価事務は進行中ですので、残念ながら、また、土地、家屋、償却

される価格は土地については売買実例価格から導き出される建築価格、家屋については再取引価格、家屋については再建築価格、償却資産については取得価格をそれぞれ基準として求める事となっています。

(3) 購買の結果起る税負担の変動は当然調整されます

(1) 新しい評価方法のうち家屋及び償却資産の評価方法は従来の方法と本質的には異なるものではありませんので、評価額も、また、従来の評価額とあまり変動する事はありません。ところが土地の

評価額は、いろんな理由によつて評価額の引上げ抑えられていますので、新しい評価方法による場合には、地目によつて相違はあるますが、かなり引き上げられるものも出て参ります。しかし、土地の評価額が引き上げられるのは、引上げによって適正で均衡のとれた評価を確保する為のものであつて、評価額の引上げによつてそのまま負担の増大を求めるようとする為ではありません。土地の評価額が 2 ないし 3 倍になつたり 6 ないし 7 倍になつたとしても直ちにその負担が 2 ないし 3 倍とか 6 ないし 7 倍になるというのではありません。負担の増大を認めようとする為ではあります。

(2) 現在、市町村の評価事務は進行中ですので、残念ながら、また、土地、家屋、償却

資産の評価額がどのように変動するかについて正確な見通しを立てる事は出来ません。

ただ、土地、特に宅地の評価額は相当引き上げられる事になるものと推定されます。そこで、具体的に土地、家屋及び償却資産の変動の状況がわかつければ、その変動の状況にみあって固定資産税の税負担の調整が行なわれる事となります。

(3) 税負担の調整がどのように行なわれるかについては、現在税制調査会が鋭意調査検討をしていますので、その結論をまつて政府が措置の内容を具体的に定める事となりますが、今次の評価方法の改正が固定資産評価制度調査会の答申に基づいて行なわれる事となつたときさつからみて、

基本的には、固定資産評価制度調査会の答申の趣旨を尊重して行なわれる事になるものと考えられ、一応、税率の引下げと課税標準の特例とが併用される事となる事が予想されます。

(4) したがつて、個々の納稅者の方の負担が急激に増加する事はありません。農地の評価額の上昇割合は少ないので税率の引下げが行なわれれば殆んど負担は変動しないものと考えられます。また、宅地の評価額はかなり引き上げられる事が予想されますが、家屋及び償却資産を通じてその負担に急激な変動の生じないように一定限度の負担に止められ、山林その他の地目についても負担の増加は一定限度に止められる事になるものと考えられます。

(5) 固定資産の再評価は、あくまでも、評価を適正にして公平な負担を求めようとするものであります。評価額の変動の状況によつて、負担の増加する者もありますし、また、負担の減少する者もあります。しかし、負担の増加する者については、その増加限度に止められる事となります。

交通、建設 (次頁へ続く)

## 第一回町政懇談会開催

第一回町政懇談会を次の通り開催した。

一、日時 九月十八日 后三時

二、場所 役場

三、出席者 町当局、議会代表、学識経験者、婦人会、青年団区長代表、農漁業関係機関代表、商工会、観光協会、給与所得者連合会代表、教委代表

A、懇談内容

(1) 農業構造改善 (2) 農業振興計画の発表を行い懇談した。

(3) 林業、水産振興 (4) 治山工事主なる計画内容次の通り

(5) 産炭地振興推進

産の再評価によって負担の変動は生ずる事となります。したがつて土地の評価額が 5 倍にも 6 倍にもなつたからといって、すぐ

負担が 5 倍にも 6 倍にもなります。さらに、急激な負担の増加を行なわれる事となります。

（4）税負担の調整が行なわれる事となります。特に宅地の所有者については、家屋には償却資産との総合負担を通じて調整を行なわれる事となります。昭和三十九年度から固定資産税の負担が 4 倍にも 5 倍にもなるとか、10 倍にもなるとかいう事をいう者もあるようですが、それは評価額の引上げを直ちに負担の引上げと取りちがえた者であり、ためにする議論といつてもよいと思います。固定資産の再評価によって固定資産税の負担が 4 倍にも 5 倍になるという事は絶対にありません。どうか、

固定資産再評価の趣旨をよく理解されて、御協力を賜わるようお願い致します。

（5）産炭地振興推進

産の再評価によって負担の変動は生ずる事となります。したがつて土地の評価額が 5 倍にも 6 倍にもなります。したがつて土地の評価額が 5 倍にも 6 倍にもなつたからといって、すぐ

負担が 5 倍にも 6 倍にもなります。さらに、急激な負担の増加を行なわれる事となります。

（6）税負担の調整が行なわれる事となります。特に宅地の所有者については、家屋には償却資産との総合負担を通じて調整を行なわれる事となります。昭和三十九年度から固定資産税の負担が 4 倍にも 5 倍にもなるとか、10 倍にもなるとかいう事をいう者もあるようですが、それは評価額の引上げを直ちに負担の引上げと取りちがえた者であり、ためにする議論といつてもよいと思います。固定資産の再評価によって固定資産税の負担が 4 倍にも 5 倍になるという事は絶対にありません。どうか、

固定資産再評価の趣旨をよく理解されて、御協力を賜わるようお願い致します。

（7）産炭地振興推進

産の再評価によって負担の変動は生ずる事となります。したがつて土地の評価額が 5 倍にも 6 倍にもなります。したがつて土地の評価額が 5 倍にも 6 倍にもなつたからといって、すぐ

負担が 5 倍にも 6 倍にもなります。さらに、急激な負担の増加を行なわれる事となります。

（8）税負担の調整が行なわれる事となります。特に宅地の所有者については、家屋には償却資産との総合負担を通じて調整を行なわれる事となります。昭和三十九年度から固定資産税の負担が 4 倍にも 5 倍にもなるとか、10 倍にもなるとかいう事をいう者もあるようですが、それは評価額の引上げを直ちに負担の引上げと取りちがえた者であり、ためにする議論といつてもよいと思います。固定資産の再評価によって固定資産税の負担が 4 倍にも 5 倍になるという事は絶対にありません。どうか、

固定資産再評価の趣旨をよく理解されて、御協力を賜わるようお願い致します。

（9）産炭地振興推進

産の再評価によって負担の変動は生ずる事となります。したがつて土地の評価額が 5 倍にも 6 倍にもなります。したがつて土地の評価額が 5 倍にも 6 倍にもなつたからといって、すぐ

負担が 5 倍にも 6 倍にもなります。さらに、急激な負担の増加を行なわれる事となります。

（10）税負担の調整が行なわれる事となります。特に宅地の所有者については、家屋には償却資産との総合負担を通じて調整を行なわれる事となります。昭和三十九年度から固定資産税の負担が 4 倍にも 5 倍にもなるとか、10 倍にもなるとかいう事をいう者もあるようですが、それは評価額の引上げを直ちに負担の引上げと取りちがえた者であり、ためにする議論といつてもよいと思います。固定資産の再評価によって固定資産税の負担が 4 倍にも 5 倍になるという事は絶対にありません。どうか、

固定資産再評価の趣旨をよく理解されて、御協力を賜わるようお願い致します。

（11）産炭地振興推進

産の再評価によって負担の変動は生ずる事となります。したがつて土地の評価額が 5 倍にも 6 倍にもなります。したがつて土地の評価額が 5 倍にも 6 倍にもなつたからといって、すぐ

負担が 5 倍にも 6 倍にもなります。さらに、急激な負担の増加を行なわれる事となります。

（12）税負担の調整が行なわれる事となります。特に宅地の所有者については、家屋には償却資産との総合負担を通じて調整を行なわれる事となります。昭和三十九年度から固定資産税の負担が 4 倍にも 5 倍にもなるとか、10 倍にもなるとかいう事をいう者もあるようですが、それは評価額の引上げを直ちに負担の引上げと取りちがえた者であり、ためにする議論といつてもよいと思います。固定資産の再評価によって固定資産税の負担が 4 倍にも 5 倍になるという事は絶対にありません。どうか、

固定資産再評価の趣旨をよく理解されて、御協力を賜わるようお願い致します。

（13）産炭地振興推進

産の再評価によって負担の変動は生ずる事となります。したがつて土地の評価額が 5 倍にも 6 倍にもなります。したがつて土地の評価額が 5 倍にも 6 倍にもなつたからといって、すぐ

負担が 5 倍にも 6 倍にもなります。さらに、急激な負担の増加を行なわれる事となります。

（14）税負担の調整が行なわれる事となります。特に宅地の所有者については、家屋には償却資産との総合負担を通じて調整を行なわれる事となります。昭和三十九年度から固定資産税の負担が 4 倍にも 5 倍にもなるとか、10 倍にもなるとかいう事をいう者もあるようですが、それは評価額の引上げを直ちに負担の引上げと取りちがえた者であり、ためにする議論といつてもよいと思います。固定資産の再評価によって固定資産税の負担が 4 倍にも 5 倍になるという事は絶対にありません。どうか、

固定資産再評価の趣旨をよく理解されて、御協力を賜わるようお願い致します。

（15）産炭地振興推進

産の再評価によって負担の変動は生ずる事となります。したがつて土地の評価額が 5 倍にも 6 倍にもなります。したがつて土地の評価額が 5 倍にも 6 倍にもなつたからといって、すぐ

負担が 5 倍にも 6 倍にもなります。さらに、急激な負担の増加を行なわれる事となります。

（16）税負担の調整が行なわれる事となります。特に宅地の所有者については、家屋には償却資産との総合負担を通じて調整を行なわれる事となります。昭和三十九年度から固定資産税の負担が 4 倍にも 5 倍にもなるとか、10 倍にもなるとかいう事をいう者もあるようですが、それは評価額の引上げを直ちに負担の引上げと取りちがえた者であり、ためにする議論といつてもよいと思います。固定資産の再評価によって固定資産税の負担が 4 倍にも 5 倍になるという事は絶対にありません。どうか、

固定資産再評価の趣旨をよく理解されて、御協力を賜わるようお願い致します。

（17）産炭地振興推進

産の再評価によって負担の変動は生ずる事となります。したがつて土地の評価額が 5 倍にも 6 倍にもなります。したがつて土地の評価額が 5 倍にも 6 倍にもなつたからといって、すぐ

負担が 5 倍にも 6 倍にもなります。さらに、急激な負担の増加を行なわれる事となります。

（18）税負担の調整が行なわれる事となります。特に宅地の所有者については、家屋には償却資産との総合負担を通じて調整を行なわれる事となります。昭和三十九年度から固定資産税の負担が 4 倍にも 5 倍にもなるとか、10 倍にもなるとかいう事をいう者もあるようですが、それは評価額の引上げを直ちに負担の引上げと取りちがえた者であり、ためにする議論といつてもよいと思います。固定資産の再評価によって固定資産税の負担が 4 倍にも 5 倍になるという事は絶対にありません。どうか、

固定資産再評価の趣旨をよく理解されて、御協力を賜わるようお願い致します。

（19）産炭地振興推進

産の再評価によって負担の変動は生ずる事となります。したがつて土地の評価額が 5 倍にも 6 倍にもなります。したがつて土地の評価額が 5 倍にも 6 倍にもなつたからといって、すぐ

負担が 5 倍にも 6 倍にもなります。さらに、急激な負担の増加を行なわれる事となります。

（20）税負担の調整が行なわれる事となります。特に宅地の所有者については、家屋には償却資産との総合負担を通じて調整を行なわれる事となります。昭和三十九年度から固定資産税の負担が 4 倍にも 5 倍にもなるとか、10 倍にもなるとかいう事をいう者もあるようですが、それは評価額の引上げを直ちに負担の引上げと取りちがえた者であり、ためにする議論といつてもよいと思います。固定資産の再評価によって固定資産税の負担が 4 倍にも 5 倍になるという事は絶対にありません。どうか、

固定資産再評価の趣旨をよく理解されて、御協力を賜わるようお願い致します。

（21）産炭地振興推進

産の再評価によって負担の変動は生ずる事となります。したがつて土地の評価額が 5 倍にも 6 倍にもなります。したがつて土地の評価額が 5 倍にも 6 倍にもなつたからといって、すぐ

負担が 5 倍にも 6 倍にもなります。さらに、急激な負担の増加を行なわれる事となります。

（22）税負担の調整が行なわれる事となります。特に宅地の所有者については、家屋には償却資産との総合負担を通じて調整を行なわれる事となります。昭和三十九年度から固定資産税の負担が 4 倍にも 5 倍にもなるとか、10 倍にもなるとかいう事をいう者もあるようですが、それは評価額の引上げを直ちに負担の引上げと取りちがえた者であり、ためにする議論といつてもよいと思います。固定資産の再評価によって固定資産税の負担が 4 倍にも 5 倍になるという事は絶対にありません。どうか、

固定資産再評価の趣旨をよく理解されて、御協力を賜わるようお願い致します。

（23）産炭地振興推進

産の再評価によって負担の変動は生ずる事となります。したがつて土地の評

(1) 道路整備（海岸線県道、県道  
海老津→波津線舗装、  
芦屋→糠塚、尾崎→糠塚線、  
高倉線）

(2) 河川整備（汐入川、海蔵寺川）

(3) 都市計画（区画整理）

(4) 民生

住宅建設（三吉団地）

し尿処理施設

伝染病院、火葬場郡内合同

水資源開発

緊急就労事業促進

学校防音促進

新生活運動

有線放送

光

海水浴場の充実

湯川山、城山開発

基地対策

その他

(1) 役場庁舎建設

B、町政懇談会は今后も必要に

応じて開催したいと云うこと

で終了した。

## 原 子 力

### 原子力とは何か

原子力とは、簡単にいうと、原子核がこわれるときに放出されるすべてのエネルギーのことです。

すべての物質は原子とよばれる極めて微小な粒子からできています。原子は、さらに、原子核と、それを遊星のようにとりまく電子からできています。

電子は陰電気をもつた、きわめて軽い粒子です。電子はそのほかにいろいろの性質をもつていて、ラジオやテレビジョンをはじめ、電信、電話、レーダー、オートメーション、電子計算器などに応用されています。

原子核は、陽電気をもつた陽子と、まったく電気をもつていな中性子からできています。原子核をつくっている陽子や中性子のことを核子といいますが、それらがおたがいに強い力で引きあつていなければ、原子核はバラバラにこわれてしまふでしょう。この核子を結びあわせている力を核力といい、この核力からエネルギーが生まれるのであります。

そこでは、原子核がこわれるというはどういうことでしょうか。一口にいえば、ある原子核が別の原子核になるということです。いいかえれば、ある物質がほかの物質にかかるということです。

それが全部波津住民の寄附でまかなわれている。各戸平均五千円位の出し前になる。写真は海

上監視哨と消防機具格納庫であります。十四坪で小さいがプロック建築で総工費八十万円。

それが本年八月に建っている。

波津行バスの終点にスマートな建物が本年八月に建っている。

海上監視哨と消防機具格納庫であります。十四坪で小さいがプロック建築で総工費八十万円。

それが全部波津住民の寄附でま

かなわれている。各戸平均五千円位の出し前になる。写真は海

上監視哨と消防機具格納庫

### 原子核の分裂

され原子力の利用が可能になりました。

いろいろな放射性物質のうち

ウランに中性子を当てるとき、ウランの原子核が真二つに分裂します。

ウランはこの点できわめます。

ウランに中性子を当てるとき、ウランの原子核が真二つに分裂します。

ウランの核分裂でさらに注目すべきことは、核が分裂すると

中性子が一個から三個までたびたび出てくる、というこ

とです。この事実が原子力利用のもとになっているのです。

ウランの核分裂で大きいエネルギーが放出されるといつても

ウランの核一個だけの分裂では人間が実際に利用する大きさのエネルギーにはなりません。そ

うで、大量のエネルギーを利用するために、自動的に大量の核分裂を起こしてやる必要があります。

TNT火薬二万トンの出すエネルギーに相当するエネルギーが放出され、石炭二十五〇〇トンに相当するエネルギーです。

ウランは同じ量の石炭の二五〇万倍の力をもっています。この力を大いに平和的に使つてもらいたい。

## 赤ちゃん保健コンテスト

第八回福岡県赤ちゃん保健コンテスト

岡垣町予選は乳児一齢

検診を兼ねて九月三十日吉木小

学校において開催したところ一

二〇名の参加者の内次のとおり

入賞者が決定した。

一等 近藤 永一 東山田

二等 八原八千代 吉木

三等 佐々木 智 吉木

早川 啓司

高倉

池添 正敏 東山田

畠添 勝彦 上畠

佐藤アサミ 高陽

奥村キヨミ 新海老津

染川多和子 高陽

小山 信子 白谷

つもあるときは、合算して一年になれば合算できる。

坑内夫の人は3分の4をかけるから実質としては、九

ヵ月あれば他の制度と合算できる。)

3、船員保険一年(3分4倍な

いし実際の月数で一年あればよい。一年にならない期

間が、制度の中でいくつもあるときは、合算して一年になればよい。)

核を人工的にこね方針が発見され、後に原子

2、厚生年金一年(一年にならない期間が制度の中でいく

(次頁へ続く)



上高倉	上	海老津	新海老津	東海老津	河内	戸切	緑ヶ丘	東山田	山田
神 神	○	木 小 木 木 木 中 吉	深 伊 石 竹 神 中 小 小	野 広 石 梶	○ ○ ○ 甲 永 安 大 石 友 前 田	石 松 石 石	○	石 松 石 旗 田 野 上 石 占 野	桃 田 田 部 川
屋 屋	原 原 金 原 原 原 島	田 豆 石 屋 山 野 早 川	橋 土 渡 原	村 審 豊 部 村 田 納 み つ 子	田 納 み つ 子	（1世帯）	（1世帯）	田 丸 義 ヤ キ ノ	（4世帯）
（4世帯）	繁 丸 茂 義 利 善 十	（7世帯） 多 德 良 虎 清 テル	（8世帯） 菊 一 熊 次 テル	（3世帯） 恒 雄	（1世帯） ミタ 田 フス 敬	（8世帯） 美 治	（1世帯）	（4世帯）	（2世帯）
広 樹	利 進 明 幸 藏 嶽 郎	博 夫 子 郎 策 太 次	美 敏 郎	寿 子 子 郎 吾 子 ノ 操 彦	源 サマ 二 サマ	（8世帯）	（1世帯）	（4世帯）	（2世帯）

## 成人病について

近年公衆医学会等の進歩によって我々の寿命が長くなつたことは誠に喜ばしい事です。しかしながら人間は唯でも一度は死にます、死なないようにするには現在の医学でも将来の医学によつてもできない相談です。

災害や事故で死ぬ人は別として大部分の人は何かの病気にかかって死んでいます。

現在死亡者の中で一番多い死因は成人病になっています。

成人病とは

①、脳卒中

②、がん

③、心臓病

三つの病気を成人病と云います

成人病は四〇才台から六〇才台の働き盛りの人に多くて昭和十三年頃から死亡順位の一位か

が長く死に至らないでも癡疾状態の場合が非常に多い訳です、このようニ働き盛りの人々の損失は社会的にも家庭的にも重大な問題です。

現在成人病に対する予防等が全国的に強化されつゝあります。が自から進んで健康診断を受けて日頃の健康管理に努めていたとき度いと思います。町で成人病の講話や検診等を実施し早期発見に努め度いと考えていますので希望があればどしどし役場住民課に申出て下さい。又遠賀郡医師会主催で毎年一回初老期の健康診断が開催されていますのでこの機会を利用していたゞき度いと思います。

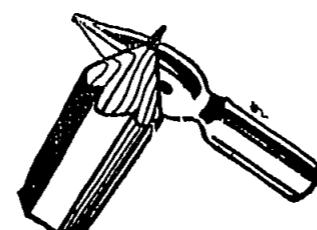
を衰えさせたり、発ガン物質を含んだもの等もあるので乱用しないこと。

これらは一定の止吐作用を有するが、服用せないと効果があがらぬから、定められた間隔をおいて服用し、症状が無くなつても、医師の指示する期間は続けて服用すること。

その他一般の薬でも「食後三十分」とか「食間」とか指示されたものは必ずその時刻を守ること。やたらな時間に飲んだり数回分を一ぺんにのんだりしたら、薬が充分効かないばかりかいろいろ障害を引き起し、病気を悪化させることになるので充分注意のこと。

あぶない薬には注意事項が書いてある。例えばアスピリン、アミーピリン等は特異体質の人には発疹を起すことがある。  
抗生素質、サルファ剤などは耐性ができて、やたらに用いるときがなくなるので医師の指示をうけること。

一般的の医薬品は密栓して冷暗い所に置けば一年から二年位は保存がきくが、封を切った後は処置が悪いと、湿気を吸って変質しやすい。調剤した薬も、粉薬はカシに入れて暗い所に置き、水薬は冷藏庫にでも入れよう。



## 医薬品の正しい使い方

医薬品の効果ある正しい使い方は、まず第一に医師や薬局等で買うこと。街頭や行商のは注意を要する。

薬は正しい診断があつてはじめて効果的に使われるものですから買う前に医師や薬剤師に相談すること。

最近いろいろの保健剤や栄養剤がはんらんしているが、余り常用するとホルモンの分泌作用

